

平成28年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成28年6月30日(木曜日)

議事日程第5号

平成28年6月30日(木曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 交通対策について
- 日程第4 議案第63号から同第66号まで、請願第1号から同第3号まで及び発議第1号
- 日程第5 議案第67号から同第70号まで
- 日程第6 議案第71号
- 日程第7 議案第72号
- 日程第8 議案第73号及び同第74号
- 日程第9 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

+

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 交通対策について
- 日程第4 議案第63号から同第66号まで、請願第1号から同第3号まで及び発議第1号
- 日程第5 議案第67号から同第70号まで
- 日程第6 議案第71号
- 日程第7 議案第72号
- 日程第8 議案第73号及び同第74号
- 日程第9 閉会中の継続調査について

応招議員 19名

出席議員 19名

1番	吉川慶一君	2番	笠原幸江君
3番	斉木勇君	4番	渡辺重雄君
5番	倉又稔君	6番	保坂悟君

7番 田 中 立 一 君
 9番 中 村 実 君
 11番 高 澤 公 君
 13番 田 原 実 君
 16番 新 保 峰 孝 君
 18番 松 尾 徹 郎 君
 20番 古 畑 浩 一 君

8番 古 川 昇 君
 10番 大 滝 豊 君
 12番 伊 藤 文 博 君
 15番 吉 岡 静 夫 君
 17番 五十嵐 健 一 郎 君
 19番 樋 口 英 一 君

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市 長 米 田 徹 君
 総 務 部 長 金 子 裕 彦 君
 産 業 部 長 斉 藤 隆 一 君
 企 画 財 政 課 長 藤 田 年 明 君
 能 生 事 務 所 長 原 郁 夫 君
 市 民 課 長 池 田 正 吾 君
 福 祉 事 務 所 長 水 嶋 丈 明 君
 交 流 観 光 課 長 渡 辺 成 剛 君
 建 設 課 長 見 辺 太 君
 ガ ス 水 道 局 長 木 村 清 君
 教 育 長 田 原 秀 夫 君
 教 育 委 員 会 こ ど も 教 育 課 長 山 本 修 君
 教 育 委 員 会 文 化 振 興 課 長
 歴 史 民 俗 資 料 館 長 兼 務
 長 者 ケ 原 考 古 館 長 兼 務 磯 野 茂 君

副 市 長 織 田 義 夫 君
 市 民 部 長 岩 崎 良 之 君
 会 計 課 長 兼 務 山 本 将 世 君
 総 務 課 長 斉 藤 喜 代 志 君
 定 住 促 進 課 長 井 川 賢 一 君
 青 海 事 務 所 長 五十嵐 久 英 君
 環 境 生 活 課 長 横 澤 幸 子 君
 健 康 増 進 課 長 齊 藤 孝 君
 商 工 農 林 水 産 課 長 丸 山 幸 三 君
 会 計 課 長 大 滝 正 史 君
 消 防 長 佐 々 木 繁 雄 君
 教 育 次 長
 教 育 委 員 会 こ ど も 課 長 兼 務
 教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
 中 央 公 民 館 長 兼 務
 市 民 図 書 館 長 兼 務 渡 辺 孝 志 君
 監 査 委 員 事 務 局 長 大 嶋 利 幸 君

事務局出席職員

局 長 小 竹 和 雄 君
 係 長 室 橋 淳 次 君

次 長 松 木 靖 君

午前 10 時 00 分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、9 番、中村 実議員、17 番、五十嵐健一郎議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、昨日、29 日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18 番 松尾徹郎君登壇〕

18 番（松尾徹郎君）

おはようございます。

昨日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、委員長報告について申し上げます。

委員長報告につきましては、総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員長から休会中に行われました所管事項調査について、また、交通対策特別委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありますことから、本日の日程事項といたしましたので、よろしく願いいたします。

次に、議員発議について申し上げます。

総務文教常任委員会に付託となっておりました請願第 2 号が採択されましたことから、発議第 1 号、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書が所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略して即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

議長（倉又 稔君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、休会中、各常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、休会中の6月23日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

権現荘の経営状況についてであります。

原則的に、当委員会開催ごとにその時点での経営状況及び予算審査特別委員会と当委員会の集約事項に対する行政側の対応について調査していく方針で所管事項調査を行っております。

担当課より、4、5月の権現荘収支月報、日計表集計、6月の日計表、平成20年度から27年度の予算決算状況について説明があった後、委員より、7年間の資料について22年度の3,919万1,000円の赤字、24年度の劇的な改善と大きく変動し、26、27年度は、リニューアルを前提として計画を立てながら大きな赤字を計上している。支配人は民間手法を取り入れるために21年に登用したと言うが、民間手法の活用はいつから行って来たのか。プランの素案は、支配人が考えてきたのか。それとも支配人の考えを担当部署が押さえ込んできたのか。7年間の結果をきちんと精査しないと支配人の評価ができないと思うがいかかという質疑があり、21年の着任当初は、予算ができていたので縛りが強く、その範囲での工夫であり、支配人がプランを立てるという体制ではなく、最初は、それまでの経過から能生事務所が引っ張り、22年度より少しずつプラン作成を行い、23年度以降に本格的にプランの数をふやして取り組んできた。例えば22年度は本館の状態が悪く、お客さんを泊められる状態ではないことが判明したことから休館を行うなどしたので、本館利用者約2,000人掛ける8,500円、イコール1,700万円の収入減となった。本定例会の一般質問を受けて、7年間の結果をこのように集計はさせてもらったが、まだ精査には至っていない。もう少し詳細に赤字の原因などを考察したものを出したいと答弁がありました。

委員より、売り上げが幾らであっても支出がほぼ一定である。民間企業であれば赤字を計上すれば、次の年はいかに支出を減らすか努力するのに、その形跡が認められない。これでは、経営者として責任者として能力がないと言われても仕方がないが、どう考えるかという質疑があり、現在は、支出を厳格に見る手法の方が正しいと思っている。売り上げは、そのときの環境に左右されるが、支出は精査すれば何とかできるので、食材原価率についても4月、5月は実践してきている。税金に頼らない体質に持っていくのが大切なので、支出をしっかり管理していきたいと答弁がありました。

委員より、支配人の7年間を通して判断すると契約違反だという認識だが、累計赤字1億円をどう見るのか。出てくる資料はとて民間手法とは思えない資料ばかりであるが、どう評価するのかという質疑があり、日常的な権現荘の管理運営については、支配人の裁量に委ねているということである。権現荘の管理運営については、ある程度、民間の手法を取り入れてやってきてもらっているということで、市長の一般質問の答弁にもあるとおり一定の評価をしていると答弁がありました。

この答弁を不服とする委員の提案を受けて、委員会の総意として、予算決算の状況分析には、経営改善の取り組みとその成果についてを検討項目とすることという要望をまとめ、その要望に対して、平成21年度から7年間の決算数値等の考察をもう少し詳しくやりたいと思っている。その中で経営改善の取り組み状況等についても精査した上で表記をしたいと答弁がありました。

委員より、支配人の裁量権について記録になっていなければどこでどうお金を使ったかわからない。不正防止のためには、お金の流れはしっかり管理されていなければならない。民間手法の導入といいながらそのようになっていないのではないかという質疑があり、内部監査の中でもチェックをしているが、言われるように第三者が見てわかるような形で記録しているものと、ないものがあり、事務処理としては適切ではない。指摘を受けた予算委員会後は、記録を残すという形で対応している。内部監査では、記録のないものは聞き取りの中で確認していて改善すべきところはあると思っている。支配人の評価の上ではマイナス評価であると考えていると答弁がありました。

主な質疑の報告については以上としますが、今回も行政側に課題が出されているように、今後も委員会開催ごとに所管事項調査として取り上げていく予定としています。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、休会中の6月24日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、平成27年度観光入込客数についてとジオパーク戦略プロジェクトについての2点であります。

1点目の平成27年度観光入込客数については、北陸新幹線糸魚川駅開業から1年、開業効果と観光振興の状況及び平成27年度版糸魚川市の観光の状況についての説明を受けました。

平成27年度観光客の入込状況総数は、248万7,100人。対前年比126.8%、52万5,170人の増となっており、8月が月別で最大の入込客数を記録しており、5月、「食の嵐 in 糸魚川」、10月の「国際ご当地グルメグランプリ2015 in 糸魚川」の開催により、大幅に増加した。目的別では産業観光入込者数が108万4,590人。文化施設入込者数47万6,830人。祭り・イベント入込者数28万5,310人。温泉施設入込者数24万2,150人などである。

27年度の観光における直接効果は208億円、間接1次波及効果163億円、間接2次波及効果94億円。経済波及効果合計465億円と試算。試算では1人当たり1万8,700円の支出となっております。

27年度の宿泊者の入込み総数は17万8,840人。対前年比102%、3,630人増などいろいろな資料に基づき詳細の説明後、質疑を行っております。

委員からは、200万人観光を突破したのは喜ばしいが、観光産業としての売り上げにつながっているのか考えると疑問に感じる。経済波及効果とその数字が一致しているかも計算して検証する必要がある。民宿と旅館では客層も違うし、流れるお客の数も違う。一緒にあわせて糸魚川の宿泊業者と一緒にニーズ調査をやっていくべきだとの意見がありました。

イベント振興について、昨年並みのイベントに対する助成金や市を挙げたイベントは、本年度も続けていく考えはあるかとの質疑には、27年度は数多くのイベントを行い、新幹線開業関係だけでも10万人の入込みがあったという形だが、今年度については、着地型の商品開発や、より具体的な取り組みに変えている。基本的には、365日お客様が来てもらえるようなやり方にしていかななくてはならない。イベントで一発花火もいいが、同じお金を使うなら365日分け合う中で入込客が平準化するような形の中で、いろんな策を取り組んでいるところであるとの答弁がなされております。

無料シャトルバスの経済効果はどうか。何年ぐらい無料で走らせるのかとの質疑には、昨年度の取り組みであるが、マリンドリーム能生と親不知ピアパークに行ったものに関しては、夏休み期間中であるが乗車人数が723人になっている。

このバスを運行して一番感じたことは、マリンドリーム能生と親不知ピアパーク、それぞれ新幹線を使ったり在来線を使ったりして行ってみたいというお客さんの潜在的なニーズがあった。両方も道の駅であるので、車で立ち寄る施設だと思うが、電車で行きたかった方々から利用していただいたと感じている。同時期に市内での飲食費とお土産代で幾らぐらい使ったかというアンケート調査もしており、この合計が6,000円になる。700人掛ける6,000円で420万円という数字が出る。今年度については500円いただく形でやろうと思っている。ただ、無料だったおかげでアンケートがとれて、次の策も浮かび上がってきたので、それなりの効果はあったと認識しているとの答弁がありました。

ジオラマの売り上げはどうか。今後、保守管理は課題になっていく。何年かで見直していくとか将来計画はあるかとの質疑には、ジオラマの収入金額は、平成27年度、約300万円であったが、人件費は約500万円かかっている。また、保守管理委託で110万円程度かかっている。全額を使用料で賄うのは厳しい面もあるが、市の持ち出しが減るような取り組みを進めたい。保守委託は27年から平成30年3月まで契約しており、リニューアルについては、保守の会社と相談する中で進めていきたいと考えており、1つは30年3月が考え時かと考えているとの答弁がなされております。

次に、ジオパーク戦略プロジェクトについては、ユネスコの正式事業となったことから、これまでの体系を見直し、保護・保全、教育・防災、地域振興、活動推進の4つの体系で進めていくというものであります。

委員からは、戦略プロジェクトについて、戦略プランがことしの3月で終わっているのにプロジェクトが続くことの位置づけがどうなるのかという質疑があり、「戦略プロジェクト」の名前になっているが、新しい名前にするべきか、プランも含めた次期計画として位置づけていきたいと答弁がありました。

また、協議会に24サイトの地元の協力組織みたいなものをつくるか、あるいはそういう代表を協議会の一員に入れる考えはないか。少なくとも24サイトの銘を打ってあるので、その地域に小さくてもいいから協力組織を早急につくって、その人たちが気のついたことを24サイトの管理を含めていつでも共有できるような形のものをつくらないと、地元の人すら知らないという状況があるので早急にそういう対応を図ってもらいたい、いかがかとの質疑に、今回、計画を見直すに当たり、その辺も整理しながら各ジオサイトから加わってもらい、地元の方がジオパークをやっていくというところへ持っていかなければいけないかと思うので、そういうところも声がけをさせていただきながら、今後、計画を進めていきたいと思うとの答弁がなされております。

委員からは、ジオパーク観光の中における位置づけが今までと考え方が変わってきて、見直しをするということでDMOが上位にあって、その下にジオパークやインバウンドがあるとなると、DMOを観光協会の事務局でやるという話はあるが、妙高市でさえDMOを観光協会に置いてはいけないということで協議会をつくって、当面、行政の観光課の中に置くということで会長も観光協会の会長でない商工関係の人が会長をしているという話も聞いている。観光協会は一般社団法人でもいいが、観光協会は稼いでもらって、行政から補助金を出さなくてもいいような体質に変えてもらえばいい。DMOをやると、そこに補助金プラスDMOの金と言って湯水のように流し込むという形の構図が見えてくるので、その考え方を聞かせてもらいたいとの質疑に、DMOの考え方は、

観光協会を今後、法人化し、そこでDMOを推進していきたい。その理由は、観光協会の構成員は宿泊業の方もいるし、交通事業者もいるし、建設業の方も観光協会の会員として入っている。多種多様な方が会員として入っているので、そこで合意形成をして糸魚川市の観光の進む姿をもんでもらいたいという思いで観光協会でもDMOを進めていくという考えで進めている。糸魚川市も観光協会だけにやらせるというわけではなく、一緒になって計画づくりには参加していきたいと思っているので、その方向で進むということをご理解いただきたいと思うとの答弁がなされております。

委員会としましては、今後、観光協会の補助金や市とのかかわり方、法人化等についても調査を進めていきたいと考えているところであります。

ほかにも多くの意見や質疑はありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

2番（笠原幸江君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、休会中の6月27日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容と結果についてご報告いたします。

調査項目は、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の適正化の経過について、次期ごみ処理施設の整備についてであります。

初めに、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の適正化の経過について。

この件については、両処分場の適正化に至る原因、再発防止対策などを冊子にまとめて教訓とすることとしており、前回の委員会における意見を踏まえて修正された案について調査したものであります。示されたものについては、委員からの表記に関する意見が反映されたものになっており、また、適正化事業の完了までにかかった人件費についても事務事業評価に準じた算定方法による概算値を、今後、追記していくとのことでありました。

委員より、二度と同じようなことを起こさないために今回、作成した資料をどう利用していくのかとの質疑に対しては、成案となったものは、全議員に配付し、職員に対してもしっかりと周知する。また、製本したものを図書館なり市民の見やすい場所に置き、関係する地元の役員等にも配布する。地元への説明をした上でホームページなどへも掲載するなど、できるだけ広く周知したいと考えている。そして、10年、20年たっても、必ず残っていくものでなければならないと思っているとの答弁がありました。

なお、今後については、市と地元で意見交換をした後、再度、当委員会において確認することとしており、適正化に至るまでの地元のかかわりという部分も含めて調査していきたいと思っております。

次に、次期ごみ処理施設の整備について。

これについては、当委員会から要求していた資料の提出を受けて調査を行ったものであります。項目としては2つあり、1つ目は、現行ごみ処理施設の維持管理経費の内訳について、2つ目は、次期ごみ処理施設等の整備に係る業務委託の契約状況についてであります。

1つ目に関しては、次期ごみ処理施設に移行するまでの3年間の運転管理委託費を考えるための参考資料として要求したものであり、委員からは、受託者である日立製作所から求められるままに契約するのではなく、過去の経緯を十分に生かして委託額を下げていくことを求める意見や質疑がありました。

担当課から、日立製作所とは平成24年度から28年度までの業務委託に関する覚書と合意書を結ぶ交渉の経過がある。また、供用開始からこれまでの修繕等の実績を踏まえ、提示を受けた金額の詳細について、現在、精査しているところである。それらを踏まえて、29年から31年度までの運転管理委託契約について交渉してまいりたいといった答弁がありました。

次に、2つ目の項目に関しては、ごみ処理施設整備・運営事業者選定支援業務委託と次期一般廃棄物最終処分場整備に係る基本構想・基本設計業務委託について、両業務ともに一般財団法人日本環境衛生センターとの特命随意契約となっていることの原因を明示するよう求めたものであります。

市の説明によれば、日本環境衛生センターは、環境省の外郭団体ということで、公共性、信頼性が高く、また、次期ごみ処理施設の整備に当たっては、環境省からの補助金等を多く確保する必要がある。その他にも過去の実績や地元住民からの信頼性の高さ等を踏まえて、特命随意契約にしたということでありました。

また、委員から、少しでも金額を下げる努力を求める意見があり、今後は一般社団法人日本廃棄物コンサルタント協会から出ている資料により精査し、また、業者からの参考見積もりも見る中で、予定価格を算定する形に変えていくとのことでありました。

そのほかにも質疑がありましたが、割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．交通対策について

議長（倉又 稔君）

日程第3、交通対策についてを議題といたします。

交通対策特別委員会に付託中の本件について、同委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

樋口英一交通対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

樋口委員長。〔19番 樋口英一君登壇〕

19番（樋口英一君）

おはようございます。

交通対策特別委員会の中間報告をいたします。

平成27年6月定例会で設置されました本特別委員会に付議された案件は、地域高規格道路松本系魚川連絡道路整備の整備区間昇格について、一般国道8号系魚川東バイパス間脇梶屋敷間の早期完成について、北陸新幹線開業に伴う並行在来線と大系線活性化対策についてであります。

これまでに要望活動も含めて8回の委員会を開催し、調査等を行ってまいりました。

並行在来線の日本海ひすいラインへの新駅の設置に関しては、昨年9月に押上新駅設置連絡協議会と意見交換をし、新駅設置に対する地元の要望をお聞きいたしました。

それを受け、10月に押上地区と今村新田地区での新駅設置について、早期建設、駐輪場の整備などのほか、押上地区については、津波災害等の避難場所としても対応できる施設とするなど地元住民の利便性が図れるように市長に要望を行っております。

また、新潟県と、えちごトキめき鉄道株式会社に対しても、新駅の早期建設と建設に当たっての系魚川市の負担軽減のほか、朝・夕の運行増便を含めた混雑の緩和を要望しました。あわせて系魚川新潟間の優等列車の時刻調整と増便、リゾート列車の大系線乗り入れの実現に向けて関係機関に働きかけることも要望しております。

並行在来線の問題については、昨年秋に上越3市の特別委員会のメンバーで意見交換をし、3市で要望活動をする取り組みも進めておりましたが、4月に上越市議会の改選があったこともあり、今後の取り組みとなりました。

次に、一般国道8号系魚川東バイパスの間脇梶屋敷間について、国土交通省では、今年度に概算

設計を進めております。山の地盤が弱いことから大部分をトンネルとするルート案が示されており、ある程度、地元の了解も得られているということではありますが、おおよそ6割がトンネルの区間となっております。

また、地元が求めている接続道路についても承知されており、市としても法線決定にかかわっていきたいということでもあります。

地域高規格道路松本糸魚川連絡道路については、ことし1月に長野県側の起点部分となる（仮称）安曇野北ICから大町市街地南の計画案が示され、前進が見られました。新潟県内においては、西中地内において将来的に高規格道路の要件を満たす県道西中糸魚川線の西中バイパス事業が平成24年度から進められており、今年度には着工となる見通しではありますが、他のルートについては未定の状態であります。

行政としては、ことし8月27日に建設促進のためのフォーラムを開催し、市としての強い意志を示し、必要性を訴えていきたいとこのことでもあります。

議会としても、今後は沿線の自治体・議会、市内民間企業と国道の利活用の背景を精査し、取りまとめ要望活動を行っていくなど、まずは新潟県の理解を得るよう努め、新たな運動展開を進める必要があると考えております。

以上で、交通対策特別委員会の中間報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4．議案第63号から同第66号まで、請願第1号から同第3号まで及び発議第1号

議長（倉又 稔君）

日程第4、議案第63号から同第66号まで、請願第1号から同第3号まで及び発議第1号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連し、発議第1号の説明を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

本定例会初日の6月13日において、総務文教常任委員会に付託となりました本案は、審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決であり、請願第1号、同第3号は不採択、請願第2号は採択であります。

議案第63号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号、損害賠償の額の決定及び和解について、議案第66号、財産の取得について（防災行政無線戸別受信機）では、若干の質疑がありましたが、特に報告すべき事項はありません。

議案第65号、財産の取得について（25m級屈折はしご付消防自動車）では、委員より、老朽化と消防活動の充実、強化ということで新たに高額なはしご車を購入するわけだが、今までの車両と比較してどうか。30メートルのはしご車が25メートルになったが、糸魚川市のビルの高さに対応は可能なのかという質疑があり、今までのはしごは直線的な動きしかできなかったが、今のはしごは電線等を回避しての活動が可能である。また、活動可能な風速が10メートルから16メートルに、バスケットの乗車定員が2人から3人に、バスケットが左右45度に回旋でき、より建物に接近しての柔軟な活動が可能になるということである。30メートルはしごでは、およそ8階までだったが、新しい25メートルだとおよそ6階までであるが、消防法により7階以上は連結送水管という特殊な設備が必要になっているので、水を送る配管を建物内に設置し、消防隊員が屋内進入をし、消火活動、救助活動を行うので、基本的には6階に届いて活動できれば支障がないと答弁されています。

請願第1号、少人数学級実現に係る意見書の採択を求める請願では、紹介議員の説明と紹介議員に対する質疑が行われた後、委員長が提出した新潟県の学級編成及び教職員配当についての独自の取り組みについての資料を参考にし、賛成意見として、新潟県も努力しているが、少人数学級というのは時代の流れだと思うので、この請願に賛成である。

反対意見として、年金制度や介護に関しても財政が深刻化している。財務省は、少人数学級の効果はないから実施しないと云ってる。効果があるというのに示されていないので反対するという意見が出され、起立採決の結果3対3の同数となって委員長判断となり、私の意見として、私自身は少人数学級に反対するものではない。少人数学級の効果とデメリットも理解しているつもりであるが、経験的にも少人数学級のほうが教員の目が一人一人に行き届き、教育効果があるものと考えている。ただし、それも少なければいいというわけではなくて、ある程度的人数の中でもまれ、社会性を養うことも必要であると考えます。

一方、新潟県の状況は格段に進んでいて、新潟県が行っている小学校課題別パイロット事業、少人数学習等教育推進事業、少人数学級パイロット事業等の施策は、教育効果を考えて下限人数も定められているなど妥当なものであり、現状の糸魚川市が置かれている環境において、糸魚川市議会として本請願を採択する状況ではないと判断するとして、不採択とすることに決しました。

請願第 2 号、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願では、賛成意見だけが出され、全会一致で採択されています。

これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第 1 号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第 1 号、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書。

子どもたち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのために、教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠です。

子どもたちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そこから生まれたのが義務教育費国庫負担制度と公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律です。義務教育費国庫負担制度は、教育の全国水準や機会均等の確保、児童生徒の学力格差の縮小、地方独自の教育の下支えなどの観点からも大変意義のある制度です。

しかし、2005年に中央教育審議会の義務教育特別部会が負担率 2 分の 1 の国庫負担制度は教職員給与費のすぐれた保障方法であり、今後も維持されるべきとの答申を示したにもかかわらず、2006年度より国庫負担率が 3 分の 1 に引き下げられています。これにより自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増加などにみられるように教育条件格差も生じています。教育条件整備を支える義務教育費国庫負担制度を 2 分の 1 に復元することは、全国的な教育水準の確保、教育の機会均等を図るために不可欠です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につながる必要があります。こうした観点から、政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望いたします。

記、1、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書を提出します。

請願第 3 号、安保法制の廃止を求める意見書の提出に関する請願では、紹介議員の説明と紹介議員に対する質疑が行われた後、賛成意見として、日本の政府は、集団的自衛権をとることはできないという立場でやってきた。それを閣議決定で変え、法律が成立したわけだが、6 割くらいの国民の中では、まだまだ説明が尽くされていないという意見もあるので、この請願の趣旨には賛同する。

反対意見として、集団的自衛権の行使を容認したという書き方があるが、武力行使における新 3 要件というのがきちんと書かれていて、これをよく読めばすぐに武力行使とはならないことがわかる。

もう一つは、日本が海外で戦争をする国になりますと断言され、専守防衛が崩れたと言っているが、崩れてはいない。同盟を組んでいる国に対し、北朝鮮がミサイルを打った場合に日本の上空で落ちる可能性があるものに対して、9 条があるから集団的自衛権の行使ができないからといって、それを撃ち落とさないのは、国民を守る 13 条に違反するわけであるので反対するなどがありました。

起立採決の結果、賛成少数となり、不採択とすることに決しました。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田中議員。〔7番 田中立一君登壇〕

7番（田中立一君）

市民ネット21、田中です。

請願1号、少人数学級実現に係る意見書の採択を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

国の少人数学級実現についての取り組みは、2011年の義務教育改善法改正により、小学校1年生が35人以下学級になり、翌2012年度からは、加配で2年生も35人以下学級が実現しました。この2011年度の法改正に関するアンケートでは、少人数学級について学級担任、保護者のどちらも教育的効果について肯定的意見を示し、歓迎をしております。

しかし、それにもかかわらずその後は進まず、概算費要求段階では示されていた少人数学級推進計画も2014年度予算には盛り込まれず、そればかりか財務省は、2015年度予算編成で小学校1年生の35人学級を40人学級に戻すことを、また、2016年度予算編成においても教職員定数について、自然減以上の削減を求めるという大変厳しい状態で、一人一人に寄り添う教育環境づくりが難しくなるおそれが生じております。

一方、標準定数法では、学級の定数を都道府県によって弾力的に運用することを認めており、各自治体では、厳しい財政状況の中、独自財源による30から35人以下学級が行われております。

新潟県におきましては、昨年度から小・中学校全学年で少人数学級を実現し、パイロット事業の指定を受けたりすることにより、ことしの市内小・中学校入学式においても、おかげで2クラスになれたと喜ぶ声が聞かれました。

しかし、下限25人の条件つきであるため恩恵を受けることができない学級もたくさんあります。学校を取り巻く環境は、複雑化・困難化し、いじめや不登校が大きな社会問題となり、さらに就学援助を受ける児童生徒数や暴力行為の件数、日本語指導が必要な児童数は増加傾向にあります。

また近年は、インターネットや携帯電話、スマートフォンを介したいじめが増加しており、いじめが一層、発見しにくくなっていることなどに加え、発達障害への対応など粘り強く一人一人に目を配りながら寄り添った教育が求められております。授業・学習面においても児童生徒がどんな思考をしておるか、どこでつまづいているか少人数学級ですと把握しやすくなり、勉強をより丁寧に

見ることができ、子供の発言や発表の機会もふえて学習のあり方も大きく改善されます。

また、人口減少により自然と少人数になった学級よりも現行を下回る学級編成を継続したほうが学習に対して効果的というデータも国立教育政策研究所の調査で明らかになっております。実際、少人数学級取り組みの先進県である秋田県や福井県においては、学習面において効果があらわれております。学校現場は、授業の準備や教材、研究のほか部活や行事の準備、保護者対応などの校務がふえつづけており、深刻な多忙感で苦しんでおります。少子高齢化や人口減少が進む中で安心して子供を産み、育てられる社会にするためにも少人数学級の取り組みが必要であり、国はそのための財源保障をしっかりと確立されることを強く望みます。

以上のことから意見書の採択に対し、議員各位のご賛同をいただきますようお願いし、賛成討論といたします。

議長（倉又 稔君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

請願第3号、安保法制の廃止を求める意見書の提出に関する請願に賛成の立場で討論いたします。

2014年7月1日、これまでの歴代政権が認めないとしてきた集団的自衛権の行使を容認する閣議決定がなされました。これにより日本に対する武力攻撃がなされなくてもアメリカ等が攻撃されたら日本と一緒に戦うことを安倍内閣が閣議決定したわけであります。これは憲法99条に定める憲法尊重擁護の義務違反であると考えます。一内閣が憲法解釈を勝手に変えるなどということは、許されないことであります。国会で多数を占める内閣が憲法解釈を勝手に変えることが許されるならば内閣ごとに憲法解釈を変えてもよいことになります。これでは憲法が憲法でなくなります。この安倍内閣の閣議決定に基づき2015年1月26日から始まった第189回通常国会に提案されたものが安保法制と呼ばれているものであります。平和安全法制整備法と呼ばれる10の法律の一部改正と国際平和支援法を入れて11の関連法であります。

主な点を挙げます。

1つ目ですが、集団的自衛権行使を可能にするための法律改正が武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正であります。この法律の題名、武力攻撃事態等の次に、及び存立危機事態を入れ、定義において存立危機事態とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいうものとするしました。存立危機事態を誰が判断するか、裁判所でしょうか、内閣であります。国会の承認を求める場合も国会で多数を占めて内閣を構成するわけでありますから通ってしまうことになります。その時々々の国会で多数を占める内閣・政府が憲法解釈を勝手に変えることが許されるならば、内閣ごとに憲法解釈を変え、憲法の上に憲法違反の法律を置くことができるようになる。これでは憲法が憲法でなくなります。こんなことが許されるはずがありません。

2つ目、専守防衛のための日本周辺に限ることなく米軍や他国軍の後方支援を可能にするための法律改正が、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、つまり周辺事態法の一部改正であります。題名の周辺事態を重要影響事態に改め、日本周辺に限らず米軍や他国軍の後方支援を可能にしました。

3つ目、他国軍の後方支援のための自衛隊派遣を随時、可能にするための法律が新設された国際平和支援法であります。国際平和共同対処事態を新設し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うとしました。

4つ目、国連の枠組み外で治安維持や停戦監視、駆けつけ警護を可能にするのが国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正、つまりPKO協力法の一部改正であります。新たに国際連帯平和安全活動を追加し、国連が統括しない活動にも自衛隊を参加させる。停戦合意されているが、戦乱が続く地域にも派遣することができるようになります。自己防衛だけでなく任務遂行にも武器を使うことができるということでもあります。これまでのように非戦闘地域に限っていたものをこのように変えれば攻撃される可能性は高くなり、反撃して戦闘になる場合も出てくるのは明白ではないでしょうか。ときの政権によって憲法解釈の変更が安易になされてよいとするのであれば、憲法が国家権力を規制するという最高規範としての存在意義すら危ういものになると考えます。与党推薦の参考人でさえ違憲の可能性を指摘し、国民の大半が十分、議論が尽くされたとは思っていない状態で昨年9月に強行された安保法制は、廃止すべきと考えますので、安保法制の廃止を求める意見書の提出に関する請願に賛成するものであります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

請願第3号、安保法制の廃止を求める意見書の提出に関する請願について、反対の立場で討論を行います。

請願に記されている趣旨には、納得できない文言が多くあります。6点ほど指摘したいと思いません。

1つ目、2015年9月の国会で、平和安全保障関連法が強行可決と記されていますが、実際には議会手続を踏んで、採決することになっておりました。もっと言えば、プラカードを事前に用意していること自体、強行に採決していないことを証明しております。

よって、事実認識が間違っております。

2つ目、憲法9条では、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2項では、前項の目的を達するため陸・海・空軍、その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めないとしております。

請願では、国際紛争の解決のための武力行使を可能にすると記されておりますが、安保法制の中では、そのようなことはどこにもありません。なぜなら、憲法第9条のもとで許容される自衛の措置、つまり武力行使については、2014年7月1日の閣議決定された新3要件には、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないこと、必要最小限度の実力行使にとどまるべきこととあります。

つまり、武力行使ができる状況を厳しく定義づけられており、簡単に武力行使ができるものではありません。

3つ目、2014年7月の閣議決定について、武力行使容認としておりますが、先ほどの新3要件にありますように専守防衛のことしか触れておりません。他国防衛のための集団的自衛権の行使は、禁止したままであります。安保法制反対派は、集団的自衛権という言葉は巧みに誇張し、ひとり歩きさせておりますが、フルスペックの集団的自衛権の行使による紛争解決をするものではなく、国民と国を守るための自衛のための武力行使しか認めておりません。意図的に文書を読みかえてはいけないと思います。

したがって、憲法違反にはなり得ません。

4つ目は、安保法制が発動されれば日本は海外と戦争をする国になり、その結果、自衛隊員が海外で殺し殺される。また、日本が武力紛争の当事者になるとありますが、自衛隊を海外へ派遣する場合、国際社会と平和と安定のために活動する外国軍隊への協力支援活動を行う国際平和支援法では、第1に、国際法上の正当性の確保と国連決議があるものに限定しており、第2に、国民の理解と国会関与など民主的統制を確保するため国会承認を例外なく事前承認が必要になります。第3に、自衛隊の安全確保の原則を盛り込んで、外国軍隊の武力行使と一体化すると憲法違反となるため、現に戦闘行為が行われている現場では、活動しないことになっております。これは野党3党と合意しております。この原則は、重要影響事態法でも同様の扱いになっております。

さらに政府が政策判断する基準として、安倍首相は法律の要件が満たされれば必ず自衛隊を派遣するものではなく、日本が主体的に判断するとしております。つまり、国益に合うかどうかを見きわめて自衛隊の海外派遣を決定するというものであります。

したがって、日本は、海外と戦争をする国になり、その結果、自衛隊員が海外で殺し殺されるといふ表現は、今月28日の夜、防衛費を人を殺す予算と発言、共産党政策委員長を辞任した藤野保史氏と同じ発想であります。

5つ目は、憲法学者や弁護士会を初め内閣法制局の元長官、最高裁の元長官などの法曹関係者があげて憲法違反の声を上げ、さまざまな分野の人々からの反対の声が上がりましたとありますが、東京大学政策ビジョン研究センターの講師の国際政治学者、三浦瑠麗さんの言葉を借りれば、安全保障論議を法律論だけに押し込めて語ってはいけないと思う。憲法9条を守れと言うだけで戦争に巻き込まれる事態が防げるわけではない。平和を守り国民を守るには、相手国の立場に立ち、具体的な事態を想定したリアルな議論が欠かせない。憲法学者の反対意見の中には、日進月歩の安全保障の現実を十分に踏まえておらず、日米同盟の必要性を理解していないものが見られるとあります。私も全くそのとおりと思います。

よって、憲法違反と叫ぶのは自由であります。現実社会を見ていない人たちの声ということにもなります。

6つ目は、国民多数の強い反対の声を国会内の数の力によって踏みにじり、議事を記録することもできなかった採決は、主権在民と民主主義を破壊する暴挙であり、正当性を欠くものと言わざるを得ませんとありますが、国民多数というのはどれぐらいを指すのか、その定義は未確定なものであります。

また、採決については、1つ目の項目で触れましたが、法案反対派がテレビ放送を意識したパフォーマンスとして暴れたもので、議事運営にもともと協力しない反対派のメディア向けの演出であります。それをこの請願の趣旨に書かれていること自体恥ずかしいことと思います。それから、国会内の数の力によって踏みにじりとありますが、国会内の数は選挙という民主主義制度に基づいて決定された数であり、これを否定することは、みずから主権在民と民主主義を認めていない主張となり、論理が破綻しております。

よって、請願にあるような正当性を欠くものではありません。これらの理由により憲法違反でない安保法制を廃止する論拠はなく、憲法9条の専守防衛は維持されており、意見書の提出は必要ないものであります。

最後に、紹介議員となられた日本共産党公認の新保議員の立場に、4点ほど疑問がございます。総務文教常任委員会では、議事の都合で聞けませんでしたので、ここで若干触れさせていただきます。

1つ目として、共産党は自衛隊を違憲とし、全否定する立場から戦争を抑止し、国際貢献するための平和安全法制を戦争法などと批判しておりますが、ところが、戦争を真正面から肯定している歴史が共産党にはあります。1946年6月28日の第90回帝国議会衆議院本会議の共産党代表質問では、侵略された国が自国を守るための戦争は、我々は正しい戦争と言って差し支えないと思うと明言されております。

2つ目として、共産党は現在、破壊活動防止法に基づく調査対象団体、すなわち現行憲法秩序を破壊するような暴力主義的活動のおそれのある団体についての調査対象となっております。これは2012年3月28日、参議院法務委員会の公安調査長官の答弁にあります。それはオウム真理教と同等であり、かつ現憲法を破壊する団体となっております。

3つ目は、共産党は憲法9条を守れと言って騒ぎますが、現憲法が制定された際、この9条に唯一反対を貫いた政党は共産党であると元共産党参議院議員が2015年5月10日付の産経新聞に載せております。証拠として1946年8月24日、官報号外の衆議院議事速記録第35号には、我が党は、民族独立のためにこの憲法に反対しなければならない。また、新憲法の武装放棄条項(9条)だけは、絶対に飲めないとあります。

4つ目は、日本共産党の綱領には、社会主義・共産主義体制現実目的や一握りの党指導部の独裁が可能となる民主集中制を目指すことがはっきりと記されております。そして、社会主義革命の実現へ現行憲法を廃棄し、社会主義憲法を制定することや日本を国家機構や国会制度、裁判制度などの根本的に異なる民主共和国につくりかえ、自衛隊を解散して、人民革命軍を創設する方針を維持したままとなっております。このような背景を持つ日本共産党の議員が、なぜ紹介者になっているのか理解に苦しんでおります。ぶれない政党、共産党とはどうしたのか、ここに疑問がございます。

もし、離党されて無所属になっているのでは、ここでおわびを申し上げます。

以上で、私の請願第3号の反対討論を終わります。

〔「議長、議事進行」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

ただいまの保坂議員の討論の中で不穏当な発言があると考えますので、削除していただきたいと思います。

1点、2つだけ述べておきます。

破壊活動防止法の調査対象団体だと、これは不当なものであると。我が党は、綱領にも明確に書いてありますように国会で多数を占めて国政与党になっていくんだという考え方であります。それを破壊活動防止法の調査対象団体だというのは、これは非常に不穏当な発言であります。削除していただきたい。

いま一つ、綱領で一握りの、言わんとするところは、一握りの者たちが民主集中制ということを利用して独裁をするような仕組みになっていると。

もう一つ、現行憲法を破棄して人民平和、要するに勝手に憲法をつくるんだと共産党が言ってるというふうなことを言われましたけども、こういうことは一切言っておりません。大会決定で民主集中制そのものの理解が間違っておりますし、これは論議を十分にやって、それで反対意見があっても決まったものには多数は従っていこうというのが民主集中制の考え方であります。一握りの幹部によって全体を支配するというものではございません。それぞれの考え方は違って結構だということであります。

それと、我が党は、日本共産党が現行憲法を破棄して人民何とか憲法をつくるというふうなことは一切ございません。今の憲法のもとでやっていくんだと。将来的に社会が発展していく中で必要があれば変えていくところが出てくるだろうと、こういう考え方であります。今の言われ方は、非常に不穏当な発言でありますので、今の時点ではっきりしてるところを削除いただきたいと思いません。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時30分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中に一応、事実関係等を調べてまいりましたが、何しろ戦後間もなくのことからのことでもありますので、事実関係をいま少し詳しく調査いたしたいと。それによって、またこれからのそれぞれの何といたしますかね、討論、それに対する議事進行、これの関係を進めていきたいと思いたすの

で、13時、1時まで、また休憩といたしますので。

〔「議長、議事進行」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。〔20番 古畑浩一君登壇〕

20番（古畑浩一君）

議長におかれましては、双方の言い分を聞いて、どこか妥協点を見つけていただくというのは、そのままやっていただきたいんで、それに対する反対ではないんですが、ただ、糸魚川市議会での審議の内容にふさわしいかという観点においてもぜひ調整をしていただきたい。

共産党、公明党それぞれ由緒ある国政政党でもありますし、その中における歴史的なさまざまな事件も、私たくさんあったと思う。しかし、その事実関係を、この市議会の最終日において、しかも賛成・反対の討論の中の延長線として延々とやるということ自体が果たしてなじむのでありましようか。

保坂議員におかれましては、歴史的な部分もしっかりと勉強なされて反対討論に臨まれたことと私と思いますが、ぜひ糸魚川市議会でのなじむ論議なのかどうなのか。

また、時あたかも参議院選挙の最中でもありますし、国政にかかわる問題につきましては、ぜひそちらのほうに戦場を移して戦っていただきたいと私は思います。できる限り議長におかれましては、双方の言い分を聞いていただいてまとめていただきたいと思いますが、私といたしましては、糸魚川市議会にふさわしいひとつ内容の範疇にとどめるということで、保坂議員のご理解を賜りますように調整していただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

議長（倉又 稔君）

今ほどの古畑議員の発言ですけれども、もともと請願第3号というものは、安保法制の廃止を求める意見書の提出に関する請願でありますので、本来は地方議会になじまないものを請願として出てきたものを審査したわけですから、そういう部分も多分にあるということを前提としながらやっぱり審査をしていかなくちゃならないという部分もありますので、今の古畑議員の意見を真摯に受けとめた中で休憩中に、一応、審議をいたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時33分 休憩

午後1時00分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

午前中、新保議員から議事進行がありました。これを受けて、議長といたしましては、新保議員、保坂議員、双方から話を聞き、渡辺副議長同席のもと発言内容の確認をいたしました。

保坂議員の発言は、独自で用意した資料に基づくものであり、根拠となる部分も保坂議員の責任において調査・判断したものと考えられるため、議長といたしましては、発言の削除については、

求める必要はないと判断をいたしました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

先ほどの保坂議員の発言の中で、オウム真理教と同等であり、かつ現憲法を破壊する団体となっておりますという部分がありました。これは公党に対する侮辱であり、到底認められるものではございません。私は、削除を求めます。

いま一つ、4つ目に挙げました日本共産党の綱領には、社会主義・共産主義体制実現目的や一握りの党指導部の独裁が可能となる民主集中制を目指すことがはっきり記されております。そして、社会主義革命の実現へ現行憲法を廃棄し、社会主義憲法を制定することや日本を国家機構や国会制度、裁判制度などが根本的に異なる民主共和国につくりかえ、自衛隊を解散して人民革命軍を創設する方針を維持したままとなっております。ここの部分は、認識が大きく違うという点と、事実と全く異なる点がほとんどであります。私に対しては、理解に苦しんでいると。もし離党されて無所属になっているのであればおわびいたします。私は無所属にはなっておりません。わかり切ったことをこういう言い方をするとというのも、これもいかがなものかと。私は、今述べました点、保坂議員の発言は、到底、容認できません。削除を求め、断固抗議するものであります。

議長（倉又 稔君）

今ほど、新保議員から再度の議事進行がありました。先ほど議長の見解を申し述べましたので、そのように取り計らいをいたします。

以上です。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

請願、今、議長の発言のとおり請願3号、安政法制の廃止を求める意見書の提出に関する請願について、賛成の討論をさせていただきます。

私、満州ハルピン生まれの引揚者の1人です。たまたまつい最近、同じハルピン育ちの引揚者、体験者、宝田 明さんの戦争、平和に絡む、まさに陰惨・残酷な体験談を聞かせてもらう機会にめぐり会いました。宝田さんの、たかが70年しかたっていないのに喉元過ぎて熱さを忘れてはならないの言葉、全くそのとおり。

70年前、いや80年前、90年前、私たちは大東亜共栄圏、平和楽土建設というような立派な言葉が飛び交う中、満州へ渡りました。そして、今、ときに反省の思いを込めて語り継がれている、まさに宝田さんの言う現実に結果として巻き込まれていくことになりました。

戦争、誰しも戦争をやるぞ、やるぞ。戦争をやりたい、やりたいと言いながらやるわけではありません。むしろその逆、平和を、平和をと言いながら戦争に巻き込まれていく。一見、至極立派な

正当性や前進性を前面に掲げ、押し出しながら結果、有無を言わず合唱し合いながら進められる危うさを一面でははらんでいます。このことは、これまでの多くの歴史という事実が証明してくれております。この事実を目を向けることこそが私たちに課せられた責務ではないでしょうか。言わせてもらえば、根っこ、足元です。それにしても、私、いつも言わせてもらっておりますが、人それぞれ思いは幾つもあります。その一つ一つ、その一人一人を頭から否定したり抑えついたりしてはならない。であればこそ、今回の請願、行き着くところ、総体としての願い、思いというものを認め、重んずるのが最善と考えるに至りました。

よって、以上、請願第3号、安保法制の廃止を求める意見書の提出に関する請願書に対する賛成討論とさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第63号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第64号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第65号、財産の取得について（25m級屈折はしご付消防自動車）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第66号、財産の取得について（防災行政無線戸別受信機）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第1号、少人数学級実現に係る意見書の採択を求める請願を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、この際、議事の都合により発議第1号を先議いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、請願第2号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願については、採択すべきものとみなします。

次に、請願第3号、安保法制の廃止を求める意見書の提出に関する請願を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

日程第5．議案第67号から同第70号まで

議長（倉又 稔君）

日程第5、議案第67号から同第70号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

当委員会に付託となりました本案について、休会中に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

議案第67号、糸魚川市須沢臨海公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。総工事費はおよそ3,500万円で、平成28年8月1日オープン予定の須沢オートキャンプ場は、15サイト中、6サイトが電源つき、炊事場1カ所で、今年度は収入100万円を目標としており、利用時間・使用料等を定めるものであります。

委員から、マリンドリーム能生の敷地内でもこういう施設をつくりたいという話が聞かれるがいかかとの質疑に、マリンドリーム能生単独で、そちらで整備を進めると聞いているとの答弁がありました。

議案第68号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。原料ガスの購入先である国際石油開発帝石株式会社が平成28年10月に熱量を変更すること等に伴う改正であり、熱量が増加することによって火力が強くなる分、使用時間が短縮されるので、熱量変更の部分では料金はほぼ変わらないが、地球温暖化対策のための税の加算で、わずかな値上げとなることとありました。

委員から、何で熱量の変更を行うのかとの質疑に、新潟方面の国際石油開発帝石株式会社のガスと東京ガス、静岡ガスとで高圧のガス管がつながっており、同じ熱量であれば災害時にお互いに融通ができるということが1点。

もう一点は、国内産のガスの埋蔵量延命のために、外国から輸入するガスを混入させる関係で熱量を上げるということであるとの答弁がありました。

議案第69号及び70号は、財産の取得についてであり、2種類の装置をつけかえできる11トン級除雪ドーザの取得で、69号のものは根知地区に配置予定で落札率81.1%、70号のものは能生・能生谷地区に配置予定で落札率87.2%とのこととありました。いずれも老朽化した車両を更新し、除雪活動の効率化を図るためとの説明とありました。

委員から、今後の更新予定はどうなのかとの質疑に、糸魚川市は69台保有しており、毎年2台から3台ずつ更新し、25年から30年ぐらいの使用頻度で交換していけば平準化が図れるので、そのように進めているとの答弁がありました。

そのほかオペレーターの確保や操作技術等についても意見・質疑がありましたが、報告は割愛い

たします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第67号、糸魚川市須沢臨海公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第68号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第69号、財産の取得について（ロータリ除雪車（マルチプラウ付））を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第70号、財産の取得について（ロータリ除雪車（アングリングプラウ付））を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 6 . 議案第 7 1 号

議長（倉又 稔君）

日程第 6、議案第 7 1 号、契約の締結について（し尿処理施設整備工事）を議題といたします。
本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔 2 番 笠原幸江君登壇〕

2 番（笠原幸江君）

市民厚生常任委員会に付託された本案について審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

本案については、須沢地内のし尿処理施設について、設備の更新、改造、改修などを行うものであります。

委員より、落札率が 8 2 % であり、予定価格と 3 , 4 0 0 万円も違う。最低制限価格は設けていなかったのかとの質疑があり、本件は、かなり特殊な工事であり、国交省や環境省が入札方法として性能発注方式を推奨している数少ない例である。

当市では、建設費用を積算したものを予定価格としているが、求める性能を満たす方法に関しては、会社ごとにさまざまなノウハウがあり、当市が予定したものよりも安くできる方法がある可能性を考え、最低制限価格を設けていないとの答弁がありました。

そのほかにも質疑がありましたが、割愛させていただきます

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 7 1 号、契約の締結について（し尿処理施設整備工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7 . 議案第72号

議長（倉又 稔君）

日程第7、議案第72号、平成28年度系魚川市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

本定例会初日の6月13日において、議案第72号、平成28年度系魚川市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして、審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

定住促進課関係部分では、資料に基づき説明があった後、若者の力による地域活性化交流事業、通称「ワカチカ」について、委員より、すばらしい取り組みであるが、6年目以降は自主財源での活動となっている。補助がなくなった後、ただ主催者だけに責任を負わせるような形になることなくサポート体制をしっかりと組んだ上で進めていかなければならないが、いかがかという質疑に対し、ただ補助金を交付するだけではなくて、後援や協賛、会費収入といったのも含めて担当係できめの細かいサポートをして継続を可能とし、地域で若者が元気になるような事業につくり上げていきたいと答弁があり、答弁の理念はわかるが、継続できる具体的な仕組みをつくってやるのが課題である。ヒスイの里山岳マラソンというすばらしい取り組みでさえ途絶えてしまった現実を見て、資金、人的資源両面での対応できる仕組みが必要であると意見が出されています。

100%補助で上限20万円の5団体を考えているということだが、臨機応変に事業内容に対応できる金額設定としてはどうかという質疑に対し、初めて100%補助という形でやる事業なので、余り最初から事業を大きく想定していくと計画側も大きく構え過ぎて継続性も心配でもあり、このくらいの設定とし、今後、要望も聞きながら改善していきたいと答弁されています。

こども課関係部分では、民営保育所運営事業・保育対策総合支援事業費補助金において、委員より、保育業務支援システムとビデオカメラ設置ということだが、システムの内容、導入・設置の条件と状況はどうかという質疑に対し、保育業務支援システムの導入は、民営保育園9園のうち6園が希望しており、保育支援、登降園の管理、勤務シフトのシステム等の導入が予定されている。ビデオカメラは2園が希望していて、防犯の目的ではなく事故予防のためのビデオカメラ設置である

と答弁がありました。

ほかに、若干の質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査の審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

当委員会に付託となりました関係部分について、休会中に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な経過であります。6款、農林水産業費の治山総務諸費は、筒石・徳合地区県営治山事業を取り組むに当たり、地元から要望のあったのり枠監視システムについて、設備は新潟県で取りつけ、システム運用経費については、県の要綱に基づき市が負担するために維持管理経費を計上し、また治山施設の巡視については、地元協議会から実施いただけるとのことで、謝礼を計上したものであるとの説明を受けました。

水産業振興費の水産観光支援事業は、能生漁港における午後からの競りについて、最近、水産観光客がふえたことから競り市見学台整備を行い、事業主体の上越漁協に補助するもので、600万円を計上し、うち2分の1は県の補助金を利用するものであります。

委員からは、産業観光という面では、この地域ならではの力を入れていただきたいが、実態として今まで何件あって、1回にどれくらいの方を受け入れできているのかとの質疑に、27年9月から28年3月までの間に20件で約700人の受け入れの実績があり、漁協としては今年度1,000人を目標としたいという話を聞いている。

3月には、大阪を中心に関西方面から約400の方が2泊3日で、主に糸魚川においでいただいた。その中の1つの見学箇所がこの漁協である。漁協とすれば安全面もそうだが、衛生面に十分配慮しなければならないというのは大事なところで、そういう意味も含めて今回、施設整備を行う。ここを見学した後に、魚の魅力もあるのでマリンドリーム能生等へ寄り、鮮魚を購入してもらい、カニも含めて発泡スチロールがたくさん売れたという話も聞いているので、経済効果を大いに期待するとの答弁がなされております。

また、委員から、600万円もかかるものかとの質疑に、設計の中身を見ると、鉄骨の材料費が約290万円、階段等歩行用の滑りどめで120万円ぐらいとなっており、材料費がかなりのウエートを占めている。この事業主体は漁協であるので、市の発注ではなく漁協の発注になり価格面では下がると思っている。600万円で確定ということではなく、実際に入札して、事業費の確定した部分の2分の1を支援する形であるとの答弁がありました。

7款、商工費の企業立地促進事業、商工業従業員福利厚生施設設置補助金の500万円は、市内企業が新規従業員を雇用するため、新たに社員寮を整備することから、整備に対する補助金であるとの説明でありました。新規従業員は5名、補助率は工事費の100分の10との説明でありまし

た。

ほかに若干の質疑・意見等がありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

2番（笠原幸江君）

市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分について審査が終了していますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

3款1項、社会福祉費の増額については、屋内ゲートボール場「すぱーく能生」の施設修繕に伴うものであります。

委員より、マリンドリーム能生という観光施設の近くにあるのだから、他市町村との交流会を積極的に取り入れるなど使い方をもっと工夫すべきではないか。利用者の現状はどのようになっているかとの質疑に対し、ゲートボール人口の縮小に伴い、施設の利用人口も減っている。昨年度は延べ利用者回数がふえているが、1人当たりの利用回数が多くなっているものと捉えている。

交流でいえば、塩尻市との姉妹都市交流で、ソフトボールなどで毎年双方を行き来しており、そのようなところを関係課と調整したいとの答弁がありました。

次に、4款、衛生費の増額については、市内産婦人科確保対策事業として、市内の産婦人科で出産した方に5万円の奨励金を交付するなどの取り組みに伴うものであります。

委員からは、当事業はよい制度であるとした上で、基本的に子供を産むのに病院を選ぶのは、お金ではなく安心して産めるかどうかである。また、病院のサービスの体制、医師、看護師の接遇など、若い人たちの選択の方法が変わってきているとの意見に対して、サービスの向上については、糸魚川総合病院の職員と市職員とで会議を定期的に持ち、どのようなサービスを提供すれば利用者がふえるか検討している。その中には接遇などの研修を含めた中で、サービスの向上と職員の質の向上もあわせて検討している。

また、安心・安全という面では、糸魚川総合病院には小児科医師が2名いることから総合的にサポートできるメリットがあり、それを市民に周知していきたいとの答弁がありました。

そのほかにも質疑がありましたが、割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第72号、平成28年度系魚川市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第73号及び同第74号

議長（倉又 稔君）

日程第8、議案第73号及び同第74号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

本定例会の6月21日において追加提案され、総務文教常任委員会に付託となりました本案につきまして、審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

両議案は関連するので、一括説明・一括質疑されております。

委員より、今回の事例が前例となる可能性があるが、なぜ市が補償することになったのかという質疑があり、加害の生徒の保護者が第一義責任を持ち、加害責任を負うものである。市が加害者の責任を肩がわりしているということではなくて、市教育委員会の学校への指導不足というものを重く受けとめて責任としたいものである。判例でも学校の対応が不適切であった場合に、安全配慮義務違反として市が被告となって支払いをしているという例があると答弁がありました。

委員より、今回の和解に向けての確約書と確認事項は、全小中学校での共通認識として取り扱われていくべきものであるがどのように考えているかという質疑があり、そのとおりであり、この22項目の確認事項が大変重要なことであり、文書で通知し、教職員みんなが理解する中で、これからの取り組みにしていきたいと答弁がありました。

また、議案書の2、和解の内容の（3）では、示談に向けた確約書の3の文書表現が要約されているが、確約書の内容に間違いはなく、いじめ問題専門委員会等の意見を真摯に受けとめ、いじめ再発の原因究明及び対策を検証していくことが本件と同種のいじめ防止には大変重要であるという認識に変わりがないことが確認されています。

ほかにも熱心な質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告並びに関連議案の報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

ただいま議案第73号、和解について。これは糸魚川中学校で発生したいじめに対する賠償責任であって、これにつきましては、経過をるお聞きしているところでもあります。

初日でも申し上げたんですが、基本的には、糸魚川市がこうした賠償責任に応じなくちゃならんと。また、それをしないと保護者の方から被害に遭われた子供さんに対しても、やはり何といいましょうか、非常な痛みを感じたわけですから、これについて反対するものではないんですが、そのときも申し上げたんですが、やはり後手に回ってしまったという教育委員会、そして行政側の責任ということは、今の委員長報告の中では全くなされてないんですが、これは全く処分なしで当たり前前に税金で賠償責任するということなんでしょうかね、そこをお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

当たり前はどうこうということではなくて、委員会の中ではその部分に対して委員から全く意見も出されておられません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

私は係るいじめということにつきましては、さまざまな要因があろうかと思います。

しかし、この議案の説明の中であったように対応がおくれた。後手後手に回ってしまった。問題が非常に複雑化してしまった。ということは、やはり現場での責任、それから、それを監督・管理していかなくちゃいけない、今度は今、新教育長制度になってますから最高の責任者というのは、米田糸魚川市長になる。やっぱり自分たちがやった失敗を最後、結局また市民の税金を血税を、貴重な血税を使って、それで、あとまたじをして、その責任は全く問われていないという審査の仕方につきましては、いささか疑問に思うところでもあります。委員会の中で全くその意見がなかったというならば、これ以上、質問もしてみようもありませんが、一言でいえば残念でありました。

終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第73号、和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第74号、平成28年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第9．閉会中の継続調査について

+

議長（倉又 稔君）

日程第9、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成28年第2回市議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月13日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に4点について、ご報告申し上げます。

最初に、学校法人早稲田大学教務部との連携協定の締結について、ご報告申し上げます。

7月5日、早稲田大学大隈会館において、人材育成、学術・文化・地域社会の発展に寄与することを目的として、早稲田大学教務部と連携協定に関する協定を締結することといたしました。

早稲田大学とは、26年度から社会連携プログラムで地域連携を初めインターンシップを受け入れ、実績もあります。ことしで3年目を迎えます。

このたびの協定を機に、より積極的な大学と地域との連携事業に取り組んでまいります。

2点目につきまして、4件のフォーラムの開催について、ご報告申し上げます。

まず、7月12日、ヒスイ王国館において、地方創生フォーラムを開催いたします。

市民一人一人が糸魚川の未来を考え、一歩踏み出す機運を高めることを目的といたしており、「～地方創生の北風と太陽～農山村は消滅しない」と題して、明治大学農学部教授、小田切徳美氏をお迎えしての基調講演や市内で活躍している団体からの事例発表も行います。

次に、7月27日、28日、新潟市の朱鷺メッセにおいて、ジオパーク新潟国際フォーラムを開催いたします。

新潟県知事を名誉委員長といたし、県並びに県内3ジオパーク地域が連携をいたしまして開催するものであり、29日には、国内外約40名が当市を訪れ、小滝川ヒスイ峡などを見学していただく予定となっております。

次に、8月10日、ビーチホールまがたまにおいて、地域医療フォーラムを開催いたします。

市内での産婦人科の確保に向けた市や病院での取り組みを紹介し、市内での出産がふえるきっかけづくりになるよう準備を進めております。

次に、8月27日、市民会館において、松本糸魚川連絡道路建設促進フォーラムを開催いたします。

松本糸魚川連絡道路の建設促進に向けて、市民の意識啓発と気運の高まりを目的といたしており、国や県の関係機関を初め沿線自治体の関係者などをお招きし、基調講演や市内団体によるメッセージ発表などを行います。

より多くの住民の声を届けることが、1日も早い道路建設につながることから、メッセージカードの収集を行うため、6月27日発行の広報と合わせ、全戸配布により、お願いをいたしたところでもあります。

なお、お手元にもフォーラムの資料を配付させていただいておりますので、議員並びに市民の皆様から多数ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

3点目に、第67回、新潟県消防大会の開催について、ご報告申し上げます。

県内消防団の団結と消防技術の向上を図り、地域防災力を強化することを目的といたしまして、毎年、開催いたしております。ことしは、8月7日に当市において開催され、当市は、当日は市民会館において、長年貢献されてきた消防職員と団員、消防団協力事業所等の表彰と地元の消防職員

と団員による意見発表を行います。

また、姫川右岸河川敷において、県内27チームがポンプ操法競技会を行います。

消防団の雄姿と日ごろの訓練の成果を多くの市民の皆様から見学いただき、より一層の火災予防活動に努めてまいります。

最後に、平成27年度の決算概況について、ご報告申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入が300億6,100万円、歳出で281億8,100万円となり、差額18億8,000万円が28年度へ繰り越しとなります。

繰越財源を除く実質の繰越金は、17億5,800万円ではありますが、28年度予算において、既に5億4,500万円を充当いたしていますので、残りの留保額は、12億1,300万円となっております。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、今後とも、より健全な財政運営に努めてまいります。

以上、ご報告申し上げます。

議員各位を初め市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成28年9月市議会定例会の招集日を8月29日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（倉又 稔君）

これをもちまして、平成28年第2回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

+

+

午後1時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員